

令和3年5月 教育委員会定例会 会議録

- 1 開催年月日 令和3年5月11日（火）
- 2 開催場所 神奈川県庁新庁舎8階議会第4会議室
- 3 開会時刻 9時31分
- 4 閉会時刻 11時48分

- 5 出席した教育長及び委員
 - 桐谷 次郎 教育長
 - 下城 一 委員（第一教育長職務代理者）
 - 河野 真理子 委員（第二教育長職務代理者）
 - 吉田 勝明 委員
 - 笠原 陽子 委員
 - 佐藤 麻子 委員

- 6 出席職員

教育局長	田代 文彦
県立高校改革担当局長	杉山 正行
教育監	岡野 親
副局長	落合 嘉朗
総務室長	篠田 寛
行政部長	大場 勇人
指導部長	濱田 啓太郎
支援部長	宮村 進一
生涯学習部長	高梨 信行
企画調整担当課長	市川 秀樹
管理担当課長	星 孝樹
行政課長	松西 孝子
財務課長	藤野 智弘
県立学校人事担当課長	師岡 健一
参事兼高校教育課長	増田 年克
高校教育企画室長	蘇武 和成
保健体育課長	富澤 桂子
子ども教育支援課長	古島 そのえ
学校支援課長	能條 直幸
特別支援教育課長	萩庭 圭子
生涯学習課長	河田 貴子
文化遺産課長	菅原 一郎

- 7 提出議題 次葉のとおり

- 8 会議録作成者 書記 中村 怜

教育委員会 5月定例会 会議日程

日時 令和3年5月11日（火）
9時30分から
場所 神奈川県庁新庁舎8階
議会第4会議室

1 議事

日程第1

定教第9号議案 訴訟について

日程第2

報第2号 第15期神奈川県生涯学習審議会委員の委嘱について

報第3号 神奈川県いじめ防止対策調査会委員の委嘱について

2 協議・報告事項

報告1 令和2年度県立学校におけるセクシュアル・ハラスメントに係るアンケート調査結果について

報告2 令和2年度学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査の結果について

報告3 公私協調事業 神奈川の高校展2021全体事業計画について

報告4 新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について

報告5 県指定天然記念物及び名勝について

教育委員会 5月定例会 会議録

教育長 ただいまから教育委員会 5月定例会を開会します。
本会議は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項に定める定足数に達しており、有効に成立しています。
では、会議録署名委員に吉田委員を指名いたしますので、よろしくお願ひします。

吉田委員 (了解)

教育長 本日の議題といたしましては、日程第1として「訴訟について」の付議案件がございます。
また、日程第2として「第15期神奈川県生涯学習審議会委員の委嘱について」ほか1件の報告案件がございます。
さらに、協議・報告事項として「令和2年度県立学校におけるセクシュアル・ハラスメントに係るアンケート調査結果について」ほか4件の報告がございます。
お諮りいたします。本日の日程のうち、日程第1の定教第9号議案は、訴訟に関する案件であります。よって、地教行法第14条第7項ただし書及び神奈川県教育委員会会議規則第35条第1項に基づき、会議を非公開にしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、そのように決しました。
それでは、非公開案件は後で審議をすることとし、先に公開の案件に入りたいと思います。
それでは、会議規則第22条の2の規定によりまして、ここからの進行を下城委員にお願いいたします。

下城委員 それでは、はじめに、進行の都合から報告案件の報第3号に入ります。

報第3号 神奈川県いじめ防止対策調査会委員の委嘱について

説明者 能條学校支援課長

学校支援課長 赤色のインデックス、報第3号「神奈川県いじめ防止対策調査会委員の委嘱について」ご説明いたします。本件は、神奈川県いじめ防止対策調査会の委員について、神奈川県都市教育長協議会からの推薦があり、神奈川県教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第2項の規定により事務を臨時に代理し、資料に記載のと

おり、秦野市教育委員会参事兼教育指導課長兼教育研究所長の丸野研二氏へ、令和3年5月7日に委員を委嘱しましたので、同規則第2条第3項及び教育委員会の指示事項の1の(2)に基づき報告するものでございます。内容につきましては、赤色のインデックス、報第3号関係の資料でご説明いたします。

「1 神奈川県いじめ防止対策調査会の概要」です。神奈川県いじめ防止対策調査会は、いじめ防止対策推進法の規定に基づきまして、教育委員会が実施するいじめの防止対策のあり方や施策の実効性を高めるための調査研究と、県立学校で発生したいじめの重大事態の調査を実施するために、平成26年4月に設置されたものです。現在の委員の任期は令和2年4月26日から令和4年4月25日までの2年間です。

「2 委員の略歴及び委嘱理由」です。退任する委員、近藤順子氏につきましては、推薦団体から、本年4月1日の人事異動に伴い、退任の申し出があったものです。後任として就任する委員ですが、丸野研二氏が新たに推薦されましたので、委員に委嘱いたしております。委嘱理由は、資料記載のとおりです。次のページをご覧ください。

「3 神奈川県いじめ防止対策調査会委員新旧名簿」ですが、こちらは資料記載のとおりでございます。

下城委員

何か質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。それではご質問がないようでしたら、次に、協議・報告事項の報告1に移ります。

報告1

令和2年度県立学校におけるセクシュアル・ハラスメントに係るアンケート調査結果について

説明者 松西行政課長

行政課長

報告1「令和2年度県立学校におけるセクシュアル・ハラスメントに係るアンケート調査結果について」ご報告いたします。

「1 調査の概要」です。(1)調査の目的は、「ア」県立学校生徒のセクハラに対する理解を深めるとともに、県立学校におけるセクハラの実態を把握し、被害に対応すること。「イ」教職員及び生徒の注意を喚起し、セクハラ意識の向上を図るとともに、学校におけるセクハラ行為の防止を図ることです。(2)調査対象等の「ア」調査対象ですが、県立高等学校、県立中等教育学校(後期課程)、県立特別支援学校(高等部)の全ての生徒及び教職員で、調査対象人数は記載のとおりです。「イ」調査内容ですが、生徒への調査については、自分自身又は他の生徒が受けたセクハラについて、教職員への調査については、自身又は他の教職員による生徒に対するセクハラについて調査いたしました。「ウ」調査方法は、生徒への調査は、パソコン、スマートフォン等から専用のURL又は二次元コードを使って回答するか、学校で配布する「回答用紙」を県教育委員会あて直接郵送する方法で行いました。教職員への調査については、調査用紙に記名の上、セクハラがあった場合は、具体的内容を記載し

て、校長又は校長が指定した者に提出する方法で行いました。「エ」調査対象期間は、記載のとおりです。

2 ページをご覧ください。「2 調査の結果」です。初めに「生徒への調査」について、(1) 回答状況ですが、被害を受けたという回答は32件で、その内訳は男子8件、女子21件、不明3件でした。(2) 被害状況ですが、被害を受けたと回答した32件のうち、「自分自身が被害を受けた」との回答が25件、「他の生徒が被害を受けた」と回答したのは9件でした。(3) 自分自身が被害を受けたという回答のセクハラの実行者は、「先生」が最も多く13件で、次いで「生徒」の8件でした。(4) 自分自身が被害を受けたという回答の被害内容は、「性的なからかいや冗談などを言われた」が最も多く10件、次いで「必要もないのに体に触られた」が8件。3番目が「『女(男)にはまかせられない』『男(女)らしくない』など性別により決めつけられた」が6件でした。

3 ページをご覧ください。(5) 学校が特定される回答への対応についてですが、被害を受けたという回答32件については、当該校の校長にアンケートの回答内容を速やかに連絡しました。連絡を受けた校長は調査を行いまして、校内の実行者が判明した場合は直接指導し、判明しなかった場合でも教職員や生徒に対する注意喚起等の措置を講じました。

次に「教職員への調査」です。(1) 報告状況については、高等学校1校から2件報告がありました。(2) 事案状況ですが、報告事案は2件とも他教職員からの目撃情報等によるものでした。(3) セクハラの実行者の内容は2件とも性的なからかいや冗談などを言ったものでした。(4) 学校の対応ですが、報告を受けた2件について、学校長が調査をし、教職員に対する注意、指導などの措置を講じました。

「3 結果の総括と今後の対応」の(1) 結果の総括です。「生徒への調査」について、被害を受けたという回答が、昨年度の39件に対し、32件と減少しました。教職員から被害を受けたとする回答の内容としては「性的なからかいや冗談などを言われた」が最も多くなっております。また、被害を受けた生徒の対応については、「友だち、家族など身近な人に相談した」等、何らかの対応をとったとの回答が8件だったのに対して、「何もしなかった」という回答が20件と多くなりました。「教職員への調査」については、資料に記載のとおりです。

4 ページをご覧ください。調査全体を通した結果の総括です。教職員にセクハラの実行者がいない言動でも、生徒がセクハラと受けとめる場合があることから、引き続き、アンケート調査の結果を踏まえて、生徒がどのような言動をセクハラととらえているのかを具体的に示し、注意を促す必要があります。そのほか、教職員の男子生徒に対する決めつけるような発言や性的マイノリティに対する発言についてセクハラと受けとめるなど、セクハラに対する理解が進んだことが伺える回答もありました。このようなことから、今後も生徒及び教職員に対する啓発や人権教育を進めてまいります。

(2) 令和3年度の対応です。「ア」生徒向けの対応としましては、引き続きセクハラ防止の啓発と校内人権相談窓口等の周知を進めていきます。具体的には、4月に、セクハラの実行者や具体例などを内容とした啓発資料を、既に全県立学校生徒に配付し、啓発を行っております。また、6月にはセクハラ相談窓口を含む相談窓口一覧ポスターを各校に配付し、各校での校内人権相談窓口の周知を改めて要請いたします。

さらに、9月にはセクハラ防止啓発ポスター及び相談窓口携帯カードを各校に配付し、改めて啓発を行います。また、今年度から、このセクハラ調査を年2回実施することとし、その際セクハラについての啓発を併せて実施していきます。「イ」教職員向けの対応としまして、啓発資料を作成、提供し、研修で活用していきます。具体的には、今回のアンケート結果を掲載した啓発資料を作成しまして、各県立学校へ提供し研修等で活用していきます。なお、アンケート調査結果の詳細な内容と調査資料については、5ページ以降に添付しておりますので、後ほどご覧ください。報告は以上でございます。

下城委員 ご質問をお願いいたします。

吉田委員 非常に良くできて、よく頑張られていると思います。是非、わいせつ事案等々がなくなるような、そういった方向性に向けて、徹底して行ってほしいと思っています。非常に細かいことで1ページ目の「1 調査の概要」(1)「イ」教職員及び生徒の注意を喚起し、セクハラ意識の向上を図るとともに「学校における」は要るのですか。「学校における」だけ取り除いた方がいいのかな。通勤・通学なども含めて全体的にと思えば、わざわざ「学校における」という文言は必要ないと思って。「セクハラ意識の向上を図るとともに、セクハラ行為の防止を図る」これでいいのではないかと思います。

行政課長 実際には校内に限ったものでなく、それ以外の回答もいただいているところです。

吉田委員 そういった形で考えてください。もう一つよろしいですか。一番最後(4ページ(2)「イ」)の「教職員向けの啓発資料の提供と研修での活用」、わいせつ事案のとき非常にディスカッションがあった「教職員の倫理に関する指針」も盛り込んでやっていただければありがたいなと思っております。

下城委員 他に。笠原委員。

笠原委員 1点ですが、このセクハラに関するアンケート調査の、16ページにあるアンケート用紙の中に、性別を記入する欄があります。この性別の記入は任意であるとしています。(2ページの)調査結果を拝見すると、男女別の集計が上がっているのが「被害を受けたという回答数」として男子8件、女子21件のみです。セクシュアル・ハラスメントは男性・女性の別なく対応していくと考えたときに、今後、性別欄というのが必要なのかどうかということを検討してもいいのではないのかと。もう、なくしてしまう方向にはならないのか。

行政課長 その被害の傾向を見るという意味で、こういった男女の性別欄をずっと設けてきております。ただ、いろいろ時代も変わってきておりますので、いただいたご意見も参考に、今後検討していきたいと考えております。

笠原委員 よろしくお願いいたします。

下城委員 よろしいでしょうか。河野委員。

河野委員 小さいことも含めて3点お願いします。一つは1ページ目の(2)の「ウ」のところなのですが、細かいのですけれど、調査方法で接続可能な機器を使ってという、非常に対応しやすい状況だと思うのですが、その機器を使っていることで個人情報というか、自分が使って答えているというのが分からない、誰だか特定できないよというのは、生徒が分かっているのかというのが一つ目の質問です。

それから二つ目の質問が、3ページ目のところで「教職員への調査」のところなのですが「他教職員からの目撃情報等」が2件だったということで、ある意味、少ないともとれるのですが、逆に、情報提供しにくい状況ではないのかという気もしまして。この辺の状況が、もし分かれば教えてください。

最後3点目なのですが、同じページの「3 結果の総括と今後の対応」のところです。「生徒への調査」の三つ目の丸(O)で、「何もしなかった」という生徒が20件。これが多いなとやはり感じるのですが、これに対して何か対応策があたりだと思うので、もう少し詳しくそこを教えてください。

行政課長 まず1点目ですが、プライバシーの保護やそういった観点については、こちらで回答しても問題がないということで、生徒の方には説明をして、調査を実施しております。

河野委員 それをするときに、分かりやすくしているというふうに思っていますか。

行政課長 特定されないということで、それは説明しております。あと、教職員の調査の関係ですが、今回特に2件ということで、少ない状況だったのですが、特に、なかなか提出しにくいといった状況にはないと考えております。

それから、3点目ですが、「何もしなかった」という回答が多かったということで、確かに委員がおっしゃったとおり、今年度、特に「何もしなかった」という回答が増えています。ここ数年、誰かに相談をしたといった回答は、どんどん増えてきている中で、今年はこの回答が多かったということで、例えば新型コロナウイルスの影響で、学校の休業期間があったり、人と接触する機会が減ったような状況も、ひょっとすると影響していることも考えられるのですが、この辺りは、しっかり相談窓口を周知していくようなことを、今年度、これまで以上にしっかり取り組んでいきたいと考えております。

河野委員 特に最後のところ、相談のハードルが高いと思うのです、初めてのときは。ですので、なるべくそこを下げて、誰でもアクセスできるようにお願いしたいと思います。

下城委員 少し関連して、私から一つよろしいですか。調査内容を検討されて、作られたときに、いろいろ他県のアンケート調査とかを参考にされたりしたと思うのですけれど、

教職員の調査に関しては、記名ということになっていますよね。その記名が果たして必要なかどうなのかというふうに、少し思うのですが。というのは、セクハラというのは、被害を受けた側から嫌だったということが認定の条件なので、本人が気付かない。だから本人の自己申告というのは、そういう意味では、意味がないという。先生方は、自分がやってしまったというのを正直に申告される場合があると思うのですが、それよりもっと重要なのは、それに気付かないまま、嫌な思いをさせてしまっているということなので、教職員からのアンケートも自分ではなくて「そういうのを見ました」という他者からの報告というのが、多分多くなると思うのです。ところがこれ、見方によっては、その同僚のことを告げ口するということになりますよね。ですから、それがやはり記名ということだと、できにくいのではないのかなと少し思ったので質問しました。

行政課長 記名としたのはやはり、こういった案件があったときに、組織としてしっかり対応しやすいようにということで、記名にした経緯がございます。

下城委員 作るときに検討された上でということ。

行政課長 そうです。

河野委員 先ほど私が質問させていただいたのも、そこにつながることでしたので。悪者探しではなくて、こういう状況があるよというグレーゾーンのところ、もう少し情報として提供してもらえるようにして、その具体例から次の対応策を考えるというのが重要かと思いましたので。2件で少なくても良かったというよりは、逆に、いろいろな状況が見えてきたという考え方もあるかなと思いました。ですので、今、下城委員のおっしゃってくださったことも、私も、なるほどと思って伺いました。

下城委員 他によろしいでしょうか。それでは他にご質問がないようでしたら、次に報告2に移りたいと思います。

報告2 令和2年度学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査の結果について

説明者 能條学校支援課長

学校支援課長 赤色のインデックス報告2についてご説明いたします。本件は、令和2年度に実施した学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査の結果について報告するものでございます。

まず、「1 県立学校における体罰調査の概要」です。(1)調査の目的は、「ア」県立学校における体罰の実態を把握し、具体的な事案に対しては適切な対応を

講ずることで、児童・生徒が安全かつ安心して学校生活を送ることができる環境の整備に努めること。「イ」各学校において、教職員間の体罰に関する議論や認識を深め、体罰の根絶に向けた取組を更に推進することの二つです。

次に（２）調査対象、調査内容、調査方法及び調査対象期間です。「ア」調査対象は、①県立高等学校、中等教育学校、特別支援学校のすべての児童・生徒及び保護者、そして教職員等を対象としております。調査対象人数は資料記載のとおりです。

「イ」調査内容は、令和２年度の学校生活全般における、教職員等による体罰です。

「ウ」調査方法ですが、①児童・生徒は、保護者の記載と併せて、パソコン、スマートフォン等から回答するか、学校で配付された回答用紙を県教育委員会に郵送していただきました。②教職員等は、回答用紙に記名の上で校長に提出しております。

「エ」調査対象期間につきましては、令和２年４月１日から令和３年３月31日までです。

次に、「２ 市町村立学校における体罰調査の概要」です。（１）市町村における体罰調査ですが、政令３市を除く30市町村で県の実施要項を参考に、各市町村教育委員会が定めた方法で、体罰の実態把握調査を行いました。（２）調査対象及び調査対象期間です。「ア」調査対象は、①市町村立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校のすべての児童・生徒及び保護者、教職員等を対象としています。次のページをご覧ください。②調査対象人数は、資料に記載のとおりです。③調査内容は、県立学校と同様です。「イ」調査対象期間は、令和２年４月１日から市町村ごとに定めた調査の回答記入日までとして実施しました。

次に、「３ 令和２年度に神奈川県内で把握されている体罰事案の状況」です。

（１）体罰の発生状況ですが、令和２年度に発生した体罰事案は、本調査によって把握された案件のほか、既に県教育委員会に報告され、対応している案件を加え、一丸

（○）目に記載のとおり、13件でした。その内訳は、県立学校で9件、そのうち、本調査で把握したものが2件。市町村立学校で4件、そのうち、本調査で把握されたものは0件です。下の表をご覧ください。まず、この表の見方ですが、この表には、すでに県教育委員会に報告され、対応している事案を含めまして、全体の件数を記載しております。○（丸）数字は、今回の体罰調査によって新たに把握された件数を内数として表記しております。また、この表については、体罰の発生した場面を、授業中、部活動中などに区分して、学校種別ごとの件数と、合計件数を記載しております。そして、表の右の欄に参考として、令和元年度と平成30年度の発生件数を記載しております。表の上段から見ていただきますと、「ア」県立学校について、令和２年度は授業中の場面におけるものが、高等学校で4件、特別支援学校1件の合計5件。部活動中の場面におけるものが、高等学校で3件、このうち2件が本調査で分かったものであり、昼休み・放課後等、その他の場面におけるものが、高等学校1件で、合計9件の体罰が発生したものです。次に下の表「イ」の市町村立学校ですが、部活動中の場面におけるものが、中学校で1件、昼休み・放課後等、その他の場面におけるものが、小学校2件、中学校1件の計3件で、合計4件の体罰が発生しております。そして右側の表「ウ」総合計ですが、令和２年度は、県立学校と市町村立学校を合わせて、表の最下段の合計欄に記載のとおり、13件の体罰が発生しており、そのうち本調査で新たに把握されたものは2件です。

次のページをご覧ください。（２）調査によって新たに把握された体罰事案の概要です。まず、「ア」県立学校ですが、高校で２件あり、既に２件とも事故報告書を提出済みのものです。そのうち１件は処分済み、１件は人事審査中の事案です。そして、「イ」市町村立学校ですが、本調査によって新たに把握された体罰事案はありませんでした。

次に、（３）体罰事案の発生状況の考察と評価です。「ア」事案の発生件数は、①県立学校では、前年度の５件から９件へと４件増加し、②市町村立学校では、前年度と同じ４件でした。「イ」場面別ですが、①県立学校では、授業中における発生件数が前年度の４件から５件に、部活動中における発生件数が０件から３件に、昼休み・放課後等における発生件数が０件から１件に増加しました。一方、特別活動中における発生件数は１件から０件に減少しております。②市町村立学校では、授業中における発生件数が前年度の２件から０件に減少しました。また、部活動中における発生件数が０件から１件に、昼休み・放課後等における発生件数が２件から３件に増加しました。特別活動中における発生件数は前年度と同じ０件でした。「ウ」考察と評価ですが、令和２年度は、体罰の県内総合計件数が前年度の９件から１３件へと４件増加しました。事案の背景には当該教職員等の体罰に対する認識の甘さがあると考えられ、今後も教職員等の意識改革に向けた継続的な取組みが必要であると考えております。その一方、本調査によって新たに把握された体罰事案は前年度の５件から２件へと、３件減少しております。日頃から、できるだけ速やかに報告するよう周知を図っておりますが、引き続き、体罰が発生した際の学校から教育委員会への速やかな報告を徹底する必要があるものと考えております。

最後に、「４ 今後の対応」です。４月２６日に令和３年度県教育委員会不祥事防止会議において、新たに決定をされました体罰防止のための取組を実施していきます。具体的には（１）体罰の未然防止のための環境整備として、複数の教職員間で相互チェックが働く体制の整備等、資料に記載のアからウの取組み、（２）の体罰防止リーフレットの活用の促進として、「体罰防止ガイドライン」のエッセンスを抜粋し、過去の事例を掲載した体罰防止リーフレットの各所属研修における活用、（３）として、児童・生徒の人権を尊重した指導及び教職員の指導力の向上のため、教職員の人権感覚を高める研修の実施をすること等によりまして、体罰を認めない学校風土づくりに努めてまいります。報告は以上でございます。

下城委員 ではご質問をお願いいたします。佐藤委員。

佐藤委員 この調査で新たに判明した事案が２件ということですが、それは回答自体が２件しかなかったのか、それとも回答はもう少しあったけれども、回答を受けて調査した結果、体罰と把握したものが２件であったのか、どちらなのでしょう。

学校支援課長 今回の調査で報告されたものは２件以上ありましたが、その中で確認をしまして、体罰として認めたものが２件ということでした。

佐藤委員 先ほどのセクハラでも、昨年度からネットを利用した回答が可能になり、これも同

様にネットで回答ということなのですから、それは生徒、先ほどでも96%（※）となっておりましたので、生徒にとっては大変使いやすく、良い制度になったと思っております。セクハラの方では、今後は年2回やっていくということでしたが、体罰の方は、これまでどおり年1回ということなのでしょうか。

※ 報告1、4ページの一丸（○）目、全回答に占めるインターネット利用率は約96%。

学校支援課長 体罰につきましては引き続き、年1回の実施を考えております。

佐藤委員 分かりました。

下城委員 他にございましたら。河野委員。

河野委員 資料の3ページのところの今回の考察と評価のところ、「イ」場面別のところでご説明いただいた内容を教えてください。今回コロナ禍の期間なので、活動が非常に縮小されている中ではと思うのですが、部活動におけるまたは昼休み・放課後等におけるところが増加していると思うのですけれども、ここは何か要因があるのでしょうか。

学校支援課長 直接的な要因までは考察できませんが、授業中のもの、それから部活動中のものということで、今回の調査の中であがってきたものとしましては、新たに確認されたものとしては部活動中のものということでありましたが、そのほかでは、やはり授業中というものが多くあります。その辺り、新型コロナウイルスとの因果関係ということまでは、なかなか確認は取れないところです。

河野委員 質問させていただいた意図ですが、前よりも接触機会等が少ないので、一般的には減るように思ったので。逆に、接する時間が短く、やるべきことが多いので、様々なストレスがそれぞれにあって、心理的に起こってしまうということであれば、今後違う観点から注意や情報共有をする必要があるかと思ひまして伺いました。その辺、追っていろいろ意見があれば、聞いておいていただければと思います。

学校支援課長 状況を踏まえながら、今後観察を続けていきたいと思ひます。

河野委員 よろしくお願ひします。

下城委員 他に。吉田委員。

吉田委員 トータルで13件。同一教員か同じ学校かという調査はあるのですか。もちろん、誰か同一教員であれば、確かにその問題があるということ。同じ学校で複数回起きていくというのであれば、その教員だけではなくて、その学校自体がそのようなことを許

している土壌があるのではないかという見方をしなくてはいけないと思ったので聞いたことです。

学校支援課長 同一の学校での事案はありませんでした。同一教員ということでもありません。

下城委員 少し関連して。新しい担当の方ということですか。例えば、部活動などで新しくということ。もしそうだとすると、最初に研修するということが重要ですよ。

学校支援課長 必ずしも新しい方ということではありません。

下城委員 そうなのですか。先ほど河野委員の質問にあったように、コロナ禍ということも何かもしかすると、あるかもしれないですね。
他に。笠原委員。

笠原委員 3ページの「4 今後の対応」の(1)の環境整備ということで、先ほどの説明の中にも、体罰を認めない風土づくりに努めていくというご発言があったかと思うのです。その「ア」の部分の「複数の教員間で相互チェックが働く体制の整備」という文言があります。先ほどのセクシュアル・ハラスメントのアンケート結果の中にも、相互の教員が、お互いに見た件数が少なかったというのを好意的にとらえれば、そういう状況を見たときに、お互いが注意し合える関係性が成り立っていたがゆえに、件数が減ってきたということもあろうかと思うのです。体罰も同じで、やろうとしていた先生に対して、待ったと言える、そういう状況がとても望ましいのだろうと思うのですが。ここで言っている「相互チェックが働く体制の整備」というこの言葉からは、うがった言い方をすると、相互に監視的になるということも伝わってきてしまう部分があるのですが、所管課の考えている「相互チェックが働く体制の整備」とは、具体的にどのようなことを考えているのか教えていただけますか。

学校支援課長 実際にそういう体罰はあってはならないものではありませんが、発生をしてしまった場合にも、速やかに報告がなされるように、お互いに意識を高めていくということが必要と考えております。

笠原委員 言葉にこだわってしまうのですけれども、「相互チェックが働く体制の整備」、組織として、それぞれの人たちの人権意識を向上させながら、開かれた風通しの良い学校ということになるのでしょうか、何かこの「体制の整備」というニュアンスの中からは、なかなかその辺りの、一番言いたいところが何か伝わってこないかなという気がして。こういうふう言葉に整理してしまうと、真意が伝わらなくなってしまうので、是非、こういう状況になるようにそれぞれの学校が、組織として動いていくということを繰り返し徹底していただければと思います。

教育局長 前のご報告した不祥事の取組の中でも、同僚性の醸成や、今、笠原委員からお話しがあった風通しの良い職場づくり、まさにこれがこういった体罰あるいはセクハラ

根絶に向けての取組だと認識しておりますので、笠原委員のご指摘も踏まえて、改めて徹底していきたいと考えております。

下城委員 私からよろしいですか。先ほどのセクハラの事例と少し比較して考えると、こう見えてくるものがあるのですが、今の要望というのではなくて、これから先に向けて考えていただきたい。そのグレーゾーンですね、体罰とそうでないもの。体罰の「罰」という言葉は強いですよ。ですから小学生などは「先生は、あんな態度をとられたけど、体罰ではないよな」と言って、書いてこないものはあるかもしれない。それから教員の側で、体罰のつもりではなくて、例えば生徒の肩をポンと叩くというのが、不必要に体に触られたという受け取り方をされるということもあるかもしれない。そのグレーゾーンというのが、セクハラ意識が高まってくると、セクハラの方に分類されるのでしょうけれども、体罰というアンケートとセクハラというアンケートと二つあったときに、どちらに書こうかなとか、あるいは二つ別々に考えてしまっているのか。今後に向けて、アンケートはなるべく少ない方がいいという方向で考えていけないかなと、少し思いました。グレーゾーン、体罰というのは、先ほどのセクハラと違って、思わずポンと手が出てしまったというのを皆の目の前で見られているわけですから、その本人もやった上で「しまった」と思うだろうから自己申告をしやすいと思うのですよ、セクハラとは違って。子どもたちも見ているので、だから、他の人からの申告もある。そういう意味では体罰のアンケートというのは、書きやすい、出やすいのだけれども、アンケートが体罰、「罰」となっているとどうなのかなというのを思ったのです。だから、そこら辺について、しっかりと現場を反映できているのかなと。この二つのアンケートが、二つ同時に走っているということも含めてどうなのかなというの少し思ったので。今後、できれば連携して検討していただきたいと思いました。お願いします。

学校支援課長 連携して、対応していきたいと思えます。

下城委員 他によろしいでしょうか。それでは、ご質問がなければ、ここで議事について教育長をお願いいたします。

教育長 それでは室内換気等のために、5分程度、休憩とさせていただきます。休憩に入ります。

(10時20分休憩に入り、10時26分再開する)

教育長 それでは教育委員会5月定例会を再開いたします。県教育委員会会議規則第22条の2の規定により、ここからの進行を下城委員をお願いいたします。

下城委員 では次に、協議・報告事項の報告4に移ります。

企画調整担当課長 赤色のインデックス報告 4 をお開きください。「新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について」です。この報告資料は、これまでの主な教育委員会の対応について取りまとめたものですが、今回は 4 月 27 日の教育委員会 4 月臨時会以降の対応についてご報告させていただきます。

20 ページをご覧ください。「ハ」ですが、5 月 7 日に、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から 4 月 28 日付け事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～の改訂について」により保健管理等に関する新たな考え方が示されたことを踏まえて、県教育委員会が作成した「保健管理等に関するガイドライン」を改訂し、県立学校へ通知しました。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、それぞれの地域や学校の実情等に応じた対応を適切に実施するよう通知しました。

21 ページをご覧ください。「ヒ」ですが、5 月 8 日に、まん延防止等重点措置の期間が 5 月 31 日まで延長されたことを受け、実施期間中の感染状況、特に変異株の感染者が増加傾向にあることを踏まえ、児童・生徒等の安全・安心を確保するため、感染防止対策をより一層強化・徹底しながら、以下の通り対応していくこととし、県立学校に通知しました。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の対応を踏まえた上で、必要に応じて県教育委員会と協議し、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう依頼しました。＜高校、中等教育学校＞については、当面の間は、朝の時差通学を引き続き徹底します。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施します。今後、感染状況により、必要に応じて短縮授業、分散登校等が実施できるように校長は、引き続きカリキュラム等の検討を行うこととします。＜特別支援学校＞では、当面の間は、時差通学及び短縮授業を、引き続き徹底します。

次に、【具体的な対応等】についてです。「ア）基本的な対応について」です。児童・生徒等、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とします。登校に不安を感じている児童・生徒等については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組むこととします。「イ）感染防止対策の徹底について」です。県内において、感染力が強いといわれている変異株の割合が上昇していることを踏まえ、警戒度を高め、次のとおり基本的な感染防止対策を強化し徹底します。登下校中も含め、校内でのマスクの適切な着用と、毎日の健康観察を徹底する。共用部分のアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液による消毒、アルコール消毒液による手指消毒等を実施します。常時換気を基本とした換気を実施し、校内においては可能な限り身体的距離の確保を図るなど、以下、資料記載のとおりです。22 ページをご覧ください。「ウ）学習活動について」は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続します。「エ）部活動について」です。部活動については万全な感染防止

対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避けることとします。県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定します。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定します。「(オ) 修学旅行等について」は、修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とします。宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては延期又は中止とします。

(2) 県立社会教育施設の対応についてです。23ページをご覧ください。「キ」ですが、5月8日に、まん延防止等重点措置の期間が5月31日まで延長されたことを受け、引き続き同様の対応を継続して行うこととしました。

24ページをご覧ください。「4 今後の対応」ですが、引き続き国の動向把握に努めるとともに、県内感染者の状況や県対策本部会議の方針を踏まえ対応していきます。特に変異株の感染者が増加傾向にあること等を踏まえ、県立学校においては、感染防止対策をより一層徹底し、児童・生徒等の安全、安心の確保と、学びの保障を両立させる取組みを継続していきます。また、社会教育施設については、利用者の安全、安心を確保するため、万全な感染防止対策を徹底し運営していきます。

25ページをご覧ください。「参考1」は、「県内学校における新型コロナウイルス感染症の感染者の発生状況及び臨時休業の状況」です。4月30日現在で、県教育委員会で把握しているものです。25から27ページは県立学校の状況について、28から30ページは市町村立学校についての状況となっております。

31ページをご覧ください。「参考2」は、「県立高等学校・県立中等教育学校の授業開始時刻の状況」と「県立特別支援学校高等部の登校時刻の状況」の4月30日現在の報告をまとめたものです。

32ページをご覧ください。先ほど報告しました保健管理等に関するガイドラインです。32から43ページの「参考3」につきましては、「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」、また、44ページから60ページの「参考4」につきましては、「県立特別支援学校における保健管理等に関するガイドライン」で、参考につきましては、後ほどご覧いただければと思います。「新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について」の報告は以上です。

下城委員 ご質問お願いいたします。

笠原委員 この資料を拝見すると、特別支援学校の児童・生徒の感染者数は、他の校種に比べると、非常に少ない状況になっている。様々な支援を必要とするお子さんたちのいらっしゃる中で、それを限りなく抑えていくご努力というのは、本当に大変なものだと思っています。感染経路を拝見すると、やはり家庭・学校以外の活動・交流等というところが31%と、他の校種とはやや違う特徴的なことが現れていると思うのです。前回も同じことを伺ったのですが、これは一方では、やむを得ずそういう交流の場に、お子さんを預けなければならない家庭があるという現状と、なかなか家庭では難しいけれども、頑張っただけで家庭で学校が終わった後対応しているご家庭と、そういう状況の

中で保護者のストレスは、多分に高まってきている状況もあるのではないかと思いますのですが、そういった相談の状況というのは、何かこう聞こえてくる中で、状況が分かりましたら、教えていただけるとありがたいです。

特別支援教育課長 特別支援学校に通う児童・生徒等の保護者からの相談等ですが、直接本課の方に何かかかってくるということはあまりありません。各学校においては、担任、教育相談コーディネーター、支援担当などが保護者の方からのお話をしっかり聞いたり、毎日連絡帳等で保護者が思っていることをやりとりして解決していくというような丁寧な取組をしているところです。

笠原委員 それをお聞きになる先生方も、本当にご苦労だろうと思うのですが、チームとして、学校を支える機関としての県教育委員会の役割等を含めて、継続してご尽力をお願いしたいということが1点です。

もう1点よろしいですか。本当に細かいことなのですが、先だって送っていただいたこの「まん延防止等重点措置の実施期間延長に伴う市町村立学校の教育活動等について」という通知文の鑑なのですが、市町村教育委員会あてに出された通知文の中に「また、市町村立学校における対応に関して、必要がある場合には、子ども教育支援課長と協議いただくようお願いします。」という一文があるのですが、この「必要がある場合」というのは具体的にどのことを想定しているのか、今の段階で何か、この文言を加えるような内容があったのかどうかを含めて、教えていただきたいです。

子ども教育支援課長 学校行事ですとか、そういった場合にどういった考え方をしたらいいのかということで、ご相談がある場合があります。そういったときには、他の市町村の状況等をこちらで集めまして、情報提供することで、判断基準の一つとしていただく。国や県の通知を踏まえていただいているところですが、それぞれ市町村の状況を踏まえるというところで、他の市町村との情報共有が非常に役に立つということを伺っています。

笠原委員 それぞれの市町村というのは、自分のところを中心に考えていく。県教育委員会の立場としても全体を掌握しながら、適切に助言できることがとても市町村にとっても心強いことだと思いますので、丁寧なご対応を引き続きよろしくをお願いしたいと思います。

下城委員 他に。河野委員。

河野委員 二つ教えてください。資料22ページのところ、【具体的な対応等】の一つ「(ウ) 学習活動について」ですけれど、それぞれに工夫されている現場があると思うのですが、その工夫されている授業等の工夫状況を共有できるような仕組みがあるのかということと、逆にここまでやったのだけれど残念ながら、ということがあった場合にも、やはり共有する価値があると思いますので、何かその辺り学習活動についての共

有ができるのかというのが一つです。

もう一つ、その次の「(エ) 部活動について」ですが、特に運動部について、非常に難しい状況になっているとは思いますが、その中でチームプレイをするような場合、そのお子さんたち個々の体や精神やご家族の状況によって、チームプレイですと抜けにくいとか、いろいろなことがあると思うので、単に部活動だけではなくて、精神的な部分と言いますか、またそのサポートも必要だったり個々に対応するということも必要だと思うのですが、何かその辺りについて、お考えのことがありましたら教えてください。以上2点です。

高校教育課長　　まず授業、学習活動の実施についての工夫の共有というところですが、こちらは通知の中でも別紙をつけまして、各教科ごとにどういった取組をさせていただきたいかというところを、県教育委員会からも発信をしているという状況です。それ以外にも、もちろんICTの活用等はさせていただいているというところで、県教育委員会からの周知というところが主なもので、それぞれの学校がどういった取組をしているのかという具体のものを、すべての学校に発信するという機会は、正直今のところなかなか取れていないという状況があります。実際に何かこう感染の状況があったりというときには、メール等を通じて細かい情報を校長あてに流すというところを意識しておりますので、こういったことが原因となって、感染が広がったというようなケースがあるので、こういったケースでは、是非、感染防止のために、何をしてほしいというようなところの具体をお示しをするような形で校長に連絡をします。そういった対応は適宜取らせていただいていると、そんな状況です。それから、あと、各教科における授業の中身については、かなり科目によって違うのです。リスクの高いものというのも、実技の科目がどうしても多くなりますので、そういったものについては、通知の中でお示しをしている別紙を参照して、授業を工夫して進めさせていただきたいということを、今回の通知の中でも、改めて別紙をつけて各学校にはお示しをしたと、そのような状況です。

河野委員　　少し今のところまででよろしいですか。今、教科ごとの違いということがありますが、それぞれの先生たちの持っている情報やネットワークによって、大分違ってくる可能性もあるので、できればなるべく良いものは共有できるような、フィードバックできるような仕組みがあるといいなとは思ったのですが、ただ、今こういう状況なので、会うことそのものは難しいので、何か今後に向けて、ご検討の一つにさせていただければと思いました。

高校教育課長　　承知しました。

保健体育課長　　部活動についてお答えいたします。まず、部活動の感染防止対策につきましては、あらかじめ部活動顧問は学級担任と連携を図りまして、健康状態を確認した上で、3密対策を確認して実施しております。また、具体的には、可能な限りのマスク着用や、共有物品の消毒、体育館や音楽室などでの室内での活動の常時換気、これらを生徒自らが、新しい生活様式に基づいた部活動ができるよう実践していくことができる

ように支援をしております。また、チームプレイにおける活動ですが、関東大会の予選会が順次行われたところですが、特にバレーボールの協会の方では、ボールの1回ごとの消毒であるとか、大きな声を出さないといった指導のもとに、安全を図って実際には進めております。こういったことで、生徒のその活動に対するプレッシャーのようなものがあるかというふうに感じますが、このところにつきましては、これから学校顧問、それから私どもの方で協力しまして、支援を進めていきたいと考えております。

河野委員 学校側として、していただいていることができる限りというのはよく分かりました。最後におっしゃってくださったところが質問の内容で、個々の生徒さんによって、やはり気持ちが変わってくるので、なるべく心のケアもお願いしたいと思えます。これからもよろしく申し上げます。

笠原委員 先ほど河野委員のご質問に対して、高校教育課長がお答えになった別紙ですけど、本当に丁寧に細かく、各教科の特徴をとらえながら、留意事項を記載されていると。その中で、各学校、各教科で工夫したものがあれば、教育局の方に戻してほしいとなれば、それが更により良いバージョンになって次に行くのではないかなというふうに思ったので、出しっぱなしにしないで、次につなげていただければありがたいと思いました。

高校教育課長 承知いたしました。またそういったものを追加しながら、内容を充実させていくとともに、それぞれの教科別の教育課程説明会等でもしっかりと周知をしていきたいと思えます。

下城委員 私から少し。変異型ウイルスの脅威、もうほとんど新しい病気と思った方がいくらかの強い感染力、若年層にもこれまでと違って広がる重症化の可能性があるのではないかとされています。大阪と比較すると、まだこちら関東の方は、それほどでもないかもしれませんが、4月の状況を見ると、若干増え始めた、また増えつつあるというのも見える中で、例えば、テレビのニュースなどで大阪は、完全休校しないでいいように小学校が、給食時間帯を中心に子どもを分散登校させながら、オンライン、極力オンラインで学校に来る子と、そうではない子を分けながら、オンラインで完全休校しないで、学習を保障できるようにという工夫を始めたところも聞いています。

神奈川県で、これは質問なのですが、変異型ウイルスに向けての特段の対策という中で、学校の、例えばオンライン授業のより一層の拡大みたいなことを、準備として、まだ実施段階ではないかもしれませんが、お考えになっているようであれば、少し教えてください。

高校教育課長 本日の資料20ページのところに記載をしておりますが、今後そういった変異型のウイルスの拡大によって、なかなか登校させるのが難しくなるような状況、これは想定をしているところです。そういった場合に、分散登校であるとか、あるいは家庭での

学習、そういった場面が増えていくことを想定して、20ページの資料「ネ」の部分ですが、4月22日に、各県立高等学校及び中等教育学校にオンライン授業の試行を実施するという通知をさせていただき、全校において、学校と家庭という形で、オンラインでの授業を実際にやってみるということを指示をしたところです。現状、通信環境であるとか、様々な課題が出てくることを想定しておりますので、そういった課題をしっかりと把握した上で、家庭と学校でも離れてできるということを改めて確認をしたいということで、そういった取組を今現在進めているところです。そして、その課題の集約を今現在、当課において行っていると、そのような状況です。

下城委員 先生方はやはり、皆さん全員出てこないわけにいかないわけですね。

高校教育課長 そうですね。実際には、今回は学校と家庭でという形をイメージしておりまして、学校から配信をしていると。そのような形をとっております。

下城委員 もう一つは、今のお話は、高校及び中等教育学校だと思うのですが、小中学校はいかがですか。

子ども教育支援課長 小・中学校につきましても、中学校においてはすべての市町村で、令和3年4月時点で1人1台端末の整備が完了しております。小学校においては、一部、まだのところもありますが、今年度前半のところまで整備を完了していきます。そういった整備の完了とともに、現時点では、各市町村が整備した端末につきまして、児童生徒が端末を持ち帰るための準備、調整、例えばアカウントの取得ですとか、フィルタリングの設定、セキュリティの確認等々、進めているところです。環境が整った市町村や学校からオンラインでの課題発信の授業を導入していくといったことで、各地域のそういった取組について、情報共有をしながら進めていくというところです。

下城委員 少し細かい質問をしていいですか。私も1年間大学でZoomなどを使ってオンラインで、双方向でやってきたのですが、その中で感じたことなのですが、会議みたいに、ある人がしゃべる、こっちがまたそれに意見を言うというのはできるのですが、授業というのは、子どもたちが一斉にわっと言うものを、上からこう拾っていく。なので、画面がたくさん分かれていて、テレビのクイズ番組を想定してもらいと分かりやすいのですが、画面がたくさん分かれていて、今この子は何を書き込んでいるというような、分かるようなソフトをですね、そこまでいかないZoomでは、実はやりとりはできないのですよ。ものすごく勝手が悪くて、時間だけかかってしまって、実質上1時間の間に2、3人しか相手できないということがあるのですね。そういう何て言うのか、ハードだけではなくてソフトの面の、より一層の工夫みたいなものを考えていたら、少し教えていただきたいのですが。

高校教育課長 今回のオンライン授業の試行につきましても、まさにその双方向でまずはつないで、しっかりと生徒と教員がお互いに同じ時間を共有するというその部分に正直留まっているのが現状です。今までも課題の配信とか、やりとりはしていたわけです

が、実際に今回は、やりとりをその場で双方向でやるということの試行をしておりますので、今、下城委員がおっしゃられたような、もう一步進んでということは、まだ今後の準備です。

下城委員 まだ本当に始まりの始まりなのだと思います。ただ、アフターコロナ、ウィズコロナ、それから新型コロナウイルスの次のまた感染症があり得るかもしれないので、多角的に学習を保障するということ言えば、ハードを揃えるというだけではなくて、その先、現場の使い方ですね、子どもたちの本当の学びの保障までお考えいただけるようお願いしたいと思います。

教育長 基本的に変異株について、報道では神奈川県でも6割ぐらいが置き換わってきている、そういった話もございます。変異株が、子どもたちが感染しやすいというよりは、全年代において感染リスクが高い。従来株は、子どもたちへの感染が少なかったけれども、それよりは当然増加していく、そういうふうに使われています。そのときに、基本的に県教育委員会としては、今年のこの新型コロナウイルスが始まって以来、子どもたちの安全、安心を守ると同時に、学びを保障していく、そういうことで、その都度の感染状況の中で判断をし、様々な形で教育活動を行ってきた。この基本線は変わらない中で、ただし、その学びの保障の手段として、オンラインということをやりに考えて使っていく、そういう場面が出てくるのだろうと。そういう予測のもとで、今回、全県立高校、中等教育学校において、オンラインの試行をやってもらった。ただ当然課題はありますし、高校でできたから、小学校でできるということでもないし、大阪府も様々なご努力をされている中で、今、進められていると思いますが、基本的には学びの保障をしていくという、そのツールの一つとして、今はオンラインというのを全面的に我々も考えていかなければいけない、そういった状況なのかなと思うのです。当然また感染状況等々によって、どういうふうに進んでいくのか、委員の皆様方ともまた事前に様々な相談をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

下城委員 他に、よろしいでしょうか。

佐藤委員 お願いばかりで恐縮なのですが、これからこの時期、文化祭や体育祭など児童・生徒主体の行事に本来であれば取りかかかっていく時期だと思うのですが、変異株の問題もあり、やはりそれについても先の見通せない状況だと思います。そこで、去年行われたオンラインでの、そういう特別な行事の成功例についても、学校間で共有できたらいいなと思います。

高校教育課長 承知いたしました。またそういった例も、各学校に共有できるよう努力をしていきたいと思っております。

河野委員 それぞれの委員がおっしゃったことではあるかもしれないのですが、やはり県教育委員会の中では、どうしてもIT人材が少ないと申しますか、加えてそこに興味があ

るというか、何かやってみたい、やってみようという人も少ないように思います。もしかしたら、少し面倒くさい、何とかなるのではないかという気持ちで動いてしまいがちだったりする。民間企業の意識とは、少し差が出てきている気がするのです。でするので、是非、数は少ないかもしれないのですが、その情報系に強い方というか、そういう方々にどんどん新しいこと、今のソフトも先ほど下城委員がおっしゃってくださったとおり、学習用のソフトすごくいいものがたくさん出始めています。でするので、どんどん勉強していただいて、やるときには「神奈川県はこれを行っている」というような誇れるものにしたらどうかと思いますので、是非ご活躍いただいて、もっともっといろいろな情報をあげていただければと思います。今後ともよろしくをお願いします。

下城委員 他によろしいでしょうか。それではご質問がなければ、次に報告3に移ります。

報告3

公私協調事業 神奈川の高校展2021全体事業計画について

説明者 蘇武高校教育企画室長

高校教育企画室長 赤のインデックス報告3をご覧ください。「公私協調事業 神奈川の高校展2021全体事業計画について」ご報告させていただきます。この事業ですが、高校進学を目指す中学生の皆さんに、神奈川の高校の魅力や特色等を周知しまして、進路選択の参考にしていただくといったものです。昨年度は、主催者である神奈川の高校展実行委員会というものがあまして、そこでの検討の結果、新型コロナウイルス感染症拡大の防止の観点から、すべてのイベントを中止させていただくということになりました。

お配りしました資料をご覧ください。今年度も、神奈川の高校展、全公立展から、全私学（中・高）展、それから公私合同説明・相談会、これらを企画しておりましたが、これら三つのイベントのうち、全公立展を中止としました。全私学（中・高）展及び公私合同説明・相談会については、現在調整中です。県内中学生への学校紹介の手立てとして、これまで全公立展などの来場者に直接配布をしてきた「高校ガイドブック」を県内公立中学校等の3年生全員に、中学校を通じて配布をすることとして、現在その調整をしております。作成については、各高校が学校紹介の内容を記載しまして、製本と配送については、神奈川新聞社が行うということになっております。また、今後予定されている神奈川の高校展2021の詳細につきましては、資料裏面の参考資料の全体事業計画という部分をご覧ください。なお、ご参考までに「高校ガイドブック」の配布のお話を今しましたが、その他にも県内中学生への学校紹介の手立てということで、県立高校については、令和2年度に引き続き令和3年度におきましても、学校紹介動画の配信を行っていきたいと考えております。以上、「公私協調事業 神奈川の高校展2021全体事業計画について」ご報告させていただきました。

下城委員 ご質問がございましたらお願いします。佐藤委員。

佐藤委員 全公立展、以前お邪魔させていただいたときに、生徒たちが自分でプレゼンテーションの内容を企画して、そして自分で来場者に対して発表して、非常に生き生きとしてやっていたのが、今年もできないというのは大変残念なことに思います。学校紹介動画の配信ですが、昨年拝見したときに、大変失礼ながら校長先生が書いたものをずっと読み上げているだけというようなところもありましたので、そういうところとリンクして、何か生徒さん自身が学校紹介動画を作れたらいいかなというのが、お忙しいところ大変恐縮なのですが、そのような意見を持っております。

高校教育企画室長 学校紹介動画は、昨年度、全校で作るといような形にしまして、そこが昨年度は一つ大きなステップかなと思っているのですが、内容についても、趣旨は中学生に向けた学校紹介といような形になりますので、ご指摘いただいたことなどを踏まえながら、学校に改めて学校紹介動画を作るよという話を今後していくときに、そのようなことも含めて周知していきたいと考えております。

下城委員 少し関連してなのですが、これから作ってくださいという、もう時間もなくて大変なので、昨年度、文化祭などをオンラインでやらなければいけなかったという中で、生徒たちが一生懸命自分たちで手作りした良いものが、いろいろあると思うのです。それを何か編集して、ダイジェストにするぐらいに加工して、パッと出すといような形の募集をしていただくと、間に合うかもしれないと思いました。

高校教育企画室長 今いただいたご意見等も踏まえて、これから学校にはまた改めてお願いをしていく形になりますので、そのようなことも含めながら案内をしていきたいと思ます。

下城委員 他には。

企画調整担当課長 学校紹介動画につきましては、昨年度初めて全校でやったという形なのです。県の広報部門との調整の中で、知事室の仕様といいますか、このように作ってくださいというのが、かなり厳しいものがありました。昨年作っていった中で、かなり画一的に学校紹介動画がなっていて、魅力がなかなか十分伝えられなかった面も多々あるかと思ます。そこで、今年度につきましては、知事室側の一律のそういった基準というのを調整して撤廃させていただいて、学校がそれぞれ自分たちの魅力を工夫して発信できるよな、そういった形のものに取り組めるよにしましたので、各学校の工夫によって、魅力アップしていく動画を発信できるよな形になると期待しています。

下城委員 佐藤委員、よろしいですか。

佐藤委員 ありがとうございます。

下城委員

こういうイベント会場で、生徒が直接というのはいいのですが、私も県立旭高校で、在校生が中学生に学校紹介をするということはやっていましたが、動画になると個人情報で顔が映り込むのがどうなのかなど、いろいろ問題が出てきてしまうのですよ。それが難しいところはありますよね。だから校長先生にならざるを得ないということも、もしかするとあるのかもしれない。いろいろご配慮の上、よろしく願いいたします。

他によろしいでしょうか。それでは他にご質問がないようでしたら、次に報告案件の報第2号に移ります。

報第2号

第15期神奈川県生涯学習審議会委員の委嘱について

説明者 河田生涯学習課長

生涯学習課長

それでは、赤のインデックス、報第2号をご覧ください。「第15期神奈川県生涯学習審議会委員の委嘱について」でございます。このたび、神奈川県PTA協議会会長、神奈川県公立中学校長会長及び神奈川県公立小学校長会長からの委員の推薦があり、神奈川県教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第2項の規定により事務を臨時に代理し、委員の委嘱をしましたので、同規則第2条第3項及び教育委員会の指示事項の1の(2)に基づき、今回ご報告させていただくものです。

恐れ入りますが、お手元の資料の報第2号関係の1ページ「神奈川県生涯学習審議会委員新旧名簿(第15期)」をご覧ください。表の右側が旧委員、左側が新委員の名簿となっております。太枠でお示ししていますのが、今回、新委員として委嘱した方々です。太枠囲みが三つありますが、上から、神奈川県PTA協議会会長から推薦の小森素好氏、神奈川県公立中学校長会長から推薦の宮坂賀則氏、神奈川県公立小学校長会長から推薦の小川百合子氏の三名の方々となります。新委員の選定理由等につきましては、次のページに記載していますので、後ほどご覧ください。説明は以上でございます。

下城委員

質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは質問がないようでしたら、次に、協議・報告事項の報告5に移りたいと思います。

報告5

県指定天然記念物及び名勝について

説明者 菅原文化遺産課長

文化遺産課長

それでは、赤のインデックス報告5をご覧ください。「県指定天然記念物及び名勝

について」でございます。横須賀市にある県指定天然記念物及び名勝の「天神島、笠島及び周辺水域」における無許可現状変更への対応です。

まず「1 経緯」ですが、本年1月に当該文化財管理責任者であります横須賀市教育委員会を通じて、指定地内における無許可の現状変更行為を確認したものです。

「2 当該文化財の概要」は記載のとおりです。場所は「資料1」に付けております右上の地図にありますように、三浦半島の相模湾側になります。

「3 無許可現状変更の概要」ですが、(1)事業者は、地元の大楠漁業協同組合です。(2)工事期間は、一昨年の8月から昨年の9月までで、発覚した際には、工事は終了しておりました。(3)工事内容ですが、「資料1」の図面をご覧くださいと存じます。県指定天然記念物及び名勝の「天神島、笠島及び周辺水域」が、昭和40年に指定された範囲がオレンジ色の線です。昭和50年に追加指定された範囲が赤色の線です。今回のこの無許可現状変更は、この追加指定範囲で最も陸側に近い北東部で行われたものです。

「4 本事案に対する専門家等の見解」ですが、ポイントは二つありまして、一つ目の無許可現状変更への対応については、海洋環境の専門家からは、現状維持が妥当であり、モニタリング調査を事業者に求めるべきとのご意見をいただき、県の文化財保護審議会でも記載のとおりの方角で、県教育委員会が検討を進めることに異論はありませんでした。二つ目の行政上の手続き違反に関する問題につきましては、県の顧問弁護士は、総合的に判断して、本件は罰則を適用する事案ではないとのご意見でした。

「5 対応結果」ですが、この4月19日付けで、横須賀市教育委員会を通じて、事業者より現状変更許可申請書の提出がありまして、県教育委員会としては、事業者及び管理責任者に厳重注意の上、5月10日付けで停止条件付の現状変更許可を行いました。この条件としましては、当該水域のモニタリング調査を速やかに実施し、今回の現状変更が天然記念物及び名勝の将来に渡っての保存に相当程度の支障とならないことが確認された後に許可の効力が生ずること、許可の効力が生じた場合であっても、モニタリング調査を3年間継続することなどを付しております。告発は行っておりません。許可条件の詳細は記載のとおりですが、許可書の通知文の中に、今回の無許可現状変更は極めて遺憾であること、それから今後のモニタリング調査の結果次第では、原状回復を含めた、必要な是正措置を要請すること、今後、決して同様の事態が生じないように、当該文化財の保存への協力を強く要請することを記載しております。なお、モニタリング調査の概要につきましては「別紙1、2」に記載のとおりですが、第1回目は速やかに実施することとし、報告書が提出されましたら県教育委員会が複数の専門家及び県の文化財保護審議会に依頼して、許可条件に付した保存への影響の有無について確認していただきます。その後も、年4回の調査を3年間継続しまして、その都度、県教育委員会が複数の専門家に依頼して、内容の妥当性を確認します。

最後の「6 再発防止策」ですが、地域で文化財の存在をより広く周知できるように、説明看板の増設を横須賀市教育委員会に要請するとともに、他の県指定天然記念物及び名勝の所有者・管理者に注意喚起の通知文を送付し、併せて、説明看板の現況確認を要請いたします。また、本事案の概要を県・市町村文化財主管課長会議などで

説明して、情報の共有と意識の徹底を図っていきたいと考えております。報告は以上です。

下城委員 それでは、ご質問がございましたらお願いします。

佐藤委員 許可条件についてなのですが「天然記念物及び名勝の将来に渡っての保存に相当程度の支障とならないことが確認された後に許可の効力が生ずる」という許可を行ったということなので、許可書は交付されたけれども、その効力はまだ生じていないということなのだろうと思います。対象物が「天然記念物及び名勝」ということなので、天然の何か特定のもの、あるいは特定のものではなくても、海洋の生き物を含む海辺の環境がものとして指定され、かつ名勝ですから、景観が指定されているのだと思うのですが、今回の1年以上にわたる工事によって、本件天然記念物及び名勝に対する影響というのは、かなりのものがあったのではないかと思います。ただ「将来に渡っての保存に相当程度の支障とならないこと」を確認するということなので、今現在は相当程度の支障があるかないかが分からない状況で、今後速やかに調査をしていただくということになると思います。その調査の結果なのですが、支障とならないかどうかを、誰がどういう基準で確認するのでしょうか。

文化遺産課長 まず今、佐藤委員がおっしゃったとおり、当該海域では、約30年間、海洋環境の調査が実施されていないため、工事による環境への影響というのは、工事の前と後で比較して評価することが、今できないという状況です。一方で、事業者の方で行った調査によっては、影響は軽微であるという報告も提出されているところです。そこで、事業者に対して、まず、許可の効力を発生させる条件としてモニタリング調査を行っていただき、その結果を海洋環境の専門家あるいは県の水産技術センターの연구원や、そういった専門家の方に内容を確認していただいて、将来に渡っての影響がないかどうかということを見ていただきたいと思います、そのような趣旨で考えております。

佐藤委員 その専門家からのご意見をもう1回、この教育委員会の会議に出していただいて、支障がないかどうかを確認するということでよろしいのでしょうか。

教育局長 決定自体は、専門家の会議で専門家の皆様のご意見もいただいた上で、最終的には教育委員会事務局で判断をさせていただくということで考えています。教育委員会でご報告をさせていただきたいと考えます。

佐藤委員 分かりました。もし「相当程度の支障となる」となった場合には、どういう手立てが行われるのでしょうか。

文化遺産課長 調査の結果、相当程度の支障となると認められる場合は、これは行政指導にはなりますが、県の教育委員会が横須賀市の教育委員会と協議の上で指導します。原状回復等を含めた是正措置を要請していきたいと考えています。

佐藤委員 その是正措置というのは、文化財保護条例に基づくものでしょうか。

文化遺産課長 文化財保護条例上、天然記念物が損なわれた場合の、例えば原状回復命令といったような強制力を伴う措置というのは、県の条例上はありません。ですので、あくまで行政指導という名の「要請」になります。

佐藤委員 分かりました。

下城委員 他によろしいでしょうか。河野委員。

河野委員 2点伺います。一つは、無許可でということなので、その無許可で現状変更を行った事業者はどのように話しているというか、弁解しているのか、まず先にこちらを伺わせてください。

文化遺産課長 事業者としては、この事業者、実は昭和63年に既設の消波堤の設置工事をこの指定区域内で行っております。その際は、事前に県の教育委員会の現状変更の許可を受けて、実施しております。沿岸部の高波高潮対策と漁業資源の増大を図るという目的で消波堤の設置工事を昭和63年に行っているのですが、今回も同じ目的で、その新設の消波堤の設置工事を計画したと。しかしながら、その昭和63年当時の現状変更許可申請関連資料が、30年以上前ということで残っておらず、当時の関係者も退職していて引継ぎがされていなかったために、申請の必要に気が付くのが遅れたというのが、事業者の主張です。

河野委員 資料がなく、担当者もいないということになるのですか。

文化遺産課長 そのとおりです。

河野委員 先ほど佐藤委員の質問で、県としての対応がこれ以上難しいのかと理解をしてはいるのですが、非常に遺憾なわけですし、この件について、再発防止の話は先ほどあったのですが、今一度そこについての質問と、本当にこのようなことが他でないように、併せてその再発防止について、お考えがあれば教えてください。

文化遺産課長 まず本件についてですが、今回、事業者に対しては、先ほどご説明させていただきましたが、通知文の中でも、極めて遺憾であるということと、今後、同様の事態が生じないように条例の趣旨を尊重して、県指定天然記念物及び名勝への保存への協力を強く要請するという内容を盛り込んだ通知文を出させていただいております。それとともに、今回事業者に対しては、やはり具体的な方策、例えば先ほど事業者の話の中にもありました引継ぎの徹底や関係書類の保存等については、求めていきたいと考えています。併せて、この県指定天然記念物の管理責任者である市の教育委員会に対しても、今回、同様の注意という形での通知を出させていただいておりますので、市の教育委員会についても、先日、通知文等を手交させていただいたときも口頭で要請は

しましたし、市としても、いろいろ調整を図っていく中で、再発防止の徹底を図っていくというお話は何っているところです。先ほど説明した文化財の説明看板につきましても、やはりその文化財がここにあるのだということを広く知っていただいて、まずはそこからというところで、文化財の説明看板を増やすというところは、管理者である市教育委員会に対してお願いをしていきたいと考えております。他の同様の事案が生じないようにということでは、県の中に、県指定の天然記念物、それから史跡名勝が全部で64あります。この所有者や管理責任者の方に、注意喚起をさせていただく。それから実際に今、看板をそこには設置することにはなっているのですが、今の看板がどういう状況になっているのか、ちゃんと周知がされているのかというところを確認していきたいと考えております。それから、やはり市町村に対しても、文化財の主管課長会議等の中で、情報の共有と意識の徹底というものを今一度図っていききたいと考えております。

河野委員 よく分かりました。意識の部分、非常に重要だと思いますので、よろしく願います。

下城委員 関連してよろしいですか。一方で、県の文化財保護条例に、その原状回復命令がなかったと先ほど報告されたと思います。それについては。

文化遺産課長 県の文化財保護条例につきましては、昭和50年に文化庁から条例のひな型のようなものが地方自治体等々に対して示されまして、それに基づいて各自自治体の文化財保護条例が制定されているというのが現状、実態です。実は、原状回復命令等々の規定が、そのひな形の中に入っていないことがあります。一方で、文化財保護法には、原状回復命令の規定があります。文化庁に、なぜ当時、この規定を外して地方自治体に対して示したのか、理由を問い合わせしておりますが、現時点では明確な答えはいただけていないというのが、今の実態です。文化庁からこの件につきましてご回答いただいた上で、その原状回復命令に係る条例改正について、必要があれば検討していきたいと考えております。

下城委員 よろしく願います。続けて、教育委員会ですので、やはり大人がどういうことをしているかというのを社会に向かって、あるいは子どもたちに向かって示す必要があると思います。そもそも許可が必要なものを許可なしで、先ほど説明がありましたように、引継ぎがうまくいっていなかったなどの見落としということがあるにしても、やはり、やってはいけないことをやったということに対して、後から追認許可をするというのではなくて、やはり先ほど報告の中にありましたが、嚴重注意、その実効性です。嚴重注意というのがどういう形で行われたのかというのをもう一度聞かせていただけますか。

文化遺産課長 嚴重注意につきましては、今回、停止条件付の許可という形で許可書を出した際に、併せて事業者それから横須賀市教育委員会に対して、通知文を発出させていただいております。その通知文の中で「今回の無許可で行った現状変更は、県文化財保護

条例に照らして重大な問題があり極めて遺憾である」と遺憾付き通知を出させていた
だいております。あわせてその中で、今後決して同様の事態が生じないように、県文
化財保護条例の趣旨を尊重して、県指定天然記念物及び名勝「天神島、笠島及び周辺
水域」の保存への協力を強く要請すると、この二つの内容を盛り込んだ通知を出させ
ていただいております。繰り返になってしまうかもしれませんが、昨日、市の教育
委員会に対して手交させていただいたときに、私どもから重ねて再発防止あるいはこ
の条例の趣旨の尊重といったところを、改めて要請させていただいたところです。市
教育委員会としても、今後、再発防止の徹底を図っていくということを市の姿勢とし
て話をしているところですので、この通知の実効性という形では担保できるのかなと
考えているところです。

下城委員

法律的にはいろいろ難しいこともあるのかもしれませんが、教育委員会ですので倫
理的にきちんと筋を通していただきたいと思います。よろしくお願いします。

他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。それではご質問がないようでしたら、次に定教第9号議案に移りたいと思います。

ただいまから非公開の会議に移りたいと思います。会議規則第35条第2項の規定により出席する職員として、教育局長、県立高校改革担当局長、教育監、副局長、総務室長、行政部長、企画調整担当課長、管理担当課長、財務課長を指定します。

(11時31分非公開の会議に入り、11時48分公開の会議に戻る)

教育長

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしましたので、これにて閉会いたします。

令和3年5月11日

会議録作成者 書記 中村 怜

<非公開会議審議等結果>

日程第1

定教第9号議案

- ・ 財務課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。